

令和4年第1回笠松町議会定例会会議録（第5号）

令和3年3月23日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	6番	田 島 清 美
副 議 長	4番	尾 関 俊 治
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	5番	川 島 功 士
〃	7番	伏 屋 隆 男
〃	8番	岡 田 文 雄
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美
建設部長兼水道部長	田 中 幸 治

教育文化部長	足立篤隆
会計管理者 兼会計課長	那波哲也
総務課長	佐々木正道
住民課長	宮川雅人
郡教委学校教育課長	五藤政志

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平岩敬康
書記	大堀ももこ

1. 議事日程（第5号）

令和4年3月23日（水曜日） 午前10時開議

日程第1	第21号議案	令和4年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第2	第22号議案	令和4年度笠松町介護保険特別会計予算について
日程第3	第23号議案	令和4年度笠松町水道事業会計予算について
日程第4	第24号議案	令和4年度笠松町下水道事業会計予算について
日程第5	第25号議案	笠松町部設置条例の一部を改正する条例について
追加日程	第27号議案	笠松町議会議長辞職許可について

○議長（田島清美君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第21号議案から日程第5 第25号議案までについて

○議長（田島清美君） 日程第1、第21号議案から日程第5、第25号議案までの5議案を一括して議題といたします。

第21号議案 令和4年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

第22号議案 令和4年度笠松町介護保険特別会計予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

第23号議案 令和4年度笠松町水道事業会計予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

第24号議案 令和4年度笠松町下水道事業会計予算についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 下水道の事業が進んでいっていると思いますけれど、北及から門間に入り始めているのかなと思いますが、あとどれくらいをめどに全域になるのか。そして、この年度ではどこまで行くのか、教えていただきたいと思います。

○議長（田島清美君） 田中水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 下水道の整備区域、今後についてと今年度の部分でございますが、今年度は北及の最も南の羽島市との行政境、県道を挟んでその付近と、それから北門間の一部に今年度は入っていきます。

最終的に、令和7年度で一応おおむね整備のほうを終了させていただきたいというふうに考えております。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

第25号議案 笠松町部設置条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

ただいま田島清美議長から議長の辞職願が提出されましたので、事務局長をして朗読させます。

○議会議務局長（平岩敬康君） 辞職願。今般、都合により令和4年4月4日付で笠松町議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可されたく願います。令和4年3月23日、笠松町議会議長 田島清美。笠松町議会副議長 尾関俊治様。

○副議長（尾関俊治君） お諮りいたします。この際、笠松町議会議長辞職許可についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会議長辞職許可についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付させます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

追加日程 第27号議案について

○副議長（尾関俊治君） 第27号議案 笠松町議会議長辞職許可についてを議題といたします。

田島議長は退席願います。

〔議長 田島清美君退場〕

本件については、質疑・討論を省き、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

田島議長の入場を許します。

令和4年4月4日付議長辞職許可については可決されました。

議長に進行を交代します。

〔議長 田島清美君入場・着席〕

閉会の宣告

○議長（田島清美君） これをもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和4年第1回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて令和4年第1回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時16分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和4年3月23日

議 長 田 島 清 美

副 議 長 尾 関 俊 治

議 員 岡 田 文 雄

議 員 關 谷 樹 弘